

# いじめ防止等対策の取り組みについて

東京工業高等専門学校

	項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ防止基本計画に「いじめ」の定義を明記し、全教職員への周知、意識啓発を行った。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知、意識啓発を図る。	継続実施
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催（令和6年度開催実績6回）し、いじめ及びいじめに発展する恐れのある事案等について情報共有し、必要な措置等を検討した。	引き続き、定期的（2か月に1回）に「学校いじめ対策委員会」を開催する。	継続実施
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教員を対象とした研修を教育研究会（参集）において実施し、職員を対象とした研修をオンラインで実施した。	引き続き、年1回以上教職員を対象とした研修を企画、実施する。	継続実施
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるためには、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画に「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を明記し、全教職員へ周知した。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知、意識啓発を図る。	継続実施
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	「学校いじめ対策委員会」で年間計画を策定し、教育研究会や研修資料で周知した。	引き続き、会議や研修等において周知する。	継続実施
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全教職員に対して、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告するよう周知徹底した。	引き続き、教職員向け研修や通知等において周知徹底する。	継続実施
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に「重大事態」の定義及び「学校いじめ対策委員会」の役割を明記し、全教職員への周知を行った。	引き続き、いじめ防止週間等において定期的な周知、意識啓発を図る。	継続実施
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	Teamsを活用し、関係教職員が情報共有できる体制を構築、運用した。	引き続き、情報共有体制を維持する。	継続実施
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか。	令和6年度の取り組みを検証し、令和7年度の学校いじめ防止プログラムに反映した。	引き続き、毎年検証を行う。	継続実施
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを4回実施し、結果等を学校いじめ対策委員会で共有した。	引き続き、毎年実施する。	継続実施
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	学校いじめ対策委員会の構成員として、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者を置いており、学校いじめ対策委員会を介し教職員間で情報共有できる体制を構築、運用した。	引き続き、スクールカウンセラー等と連携し、情報共有体制を維持する。	継続実施
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生集会において学生主事から講話を行った。	引き続き、研修を企画・実施する。	継続実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	学生集会での主事講話を実施するとともに、いじめ防止週間で学生に周知した。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知、意識啓発を図る。	継続実施
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生が主体的にいじめ問題に行動できるよう、学生会に促した。	引き続き学生会に促してゆくとともに、必要なサポートを行う。	継続実施
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページにおいて学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	引き続き、ホームページにおいて、学校のいじめ防止基本計画等を周知する。	継続実施
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ事案の対処マニュアルにおいて、被害・加害双方の保護者に対して説明等することとしている。	マニュアルに掲載するとともに、引き続き周知徹底する。	継続実施
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者で構成される「参与会」において、学校のいじめ防止等にかかる取り組み状況を報告した。	引き続き、参与会との連携・協力体制を維持する。	継続実施
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	学校いじめ防止基本計画に掲載するとともに、警察等外部機関と連携体制を確認した。	引き続き、外部機関と連携を図る。	継続実施